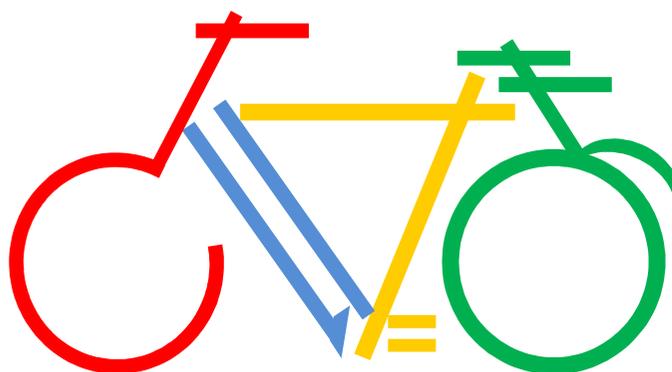


放置自転車返還手数料の改定案について



- さい ……サイクル
- た ……たのしむ
- ま ……まもる
- は ……はしる
- と ……とめる

< 諮問事項 >

駅周辺で撤去された放置自転車等を所有者に返還する際に徴収する返還手数料の改定の考え方や料金改定案について、審議をお願いします。

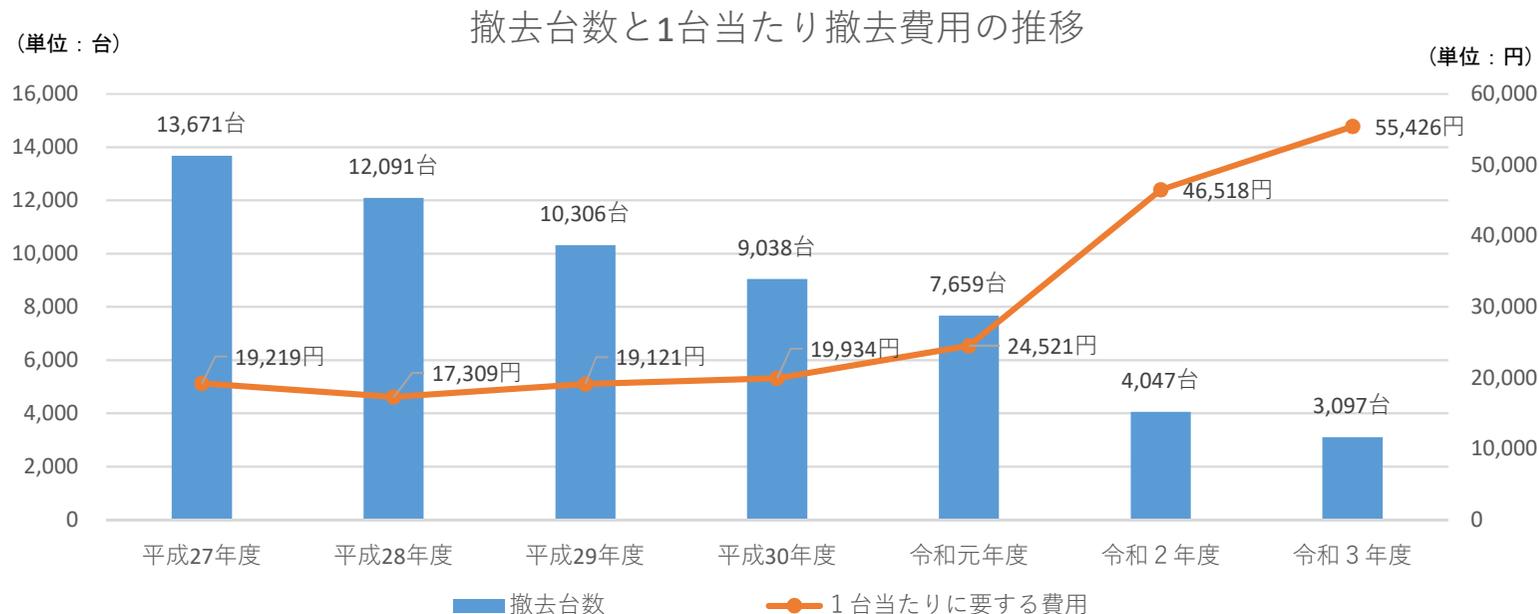
～本日の説明構成～

1. 返還手数料見直しの背景について(これまでのふりかえり)
2. 返還手数料の見直しについて
3. 今後の予定について

1 返還手数料見直しの背景について(これまでのふりかえり) (1) 1台当たりの撤去費用の推移(業務委託費による算出)

事業費は年々減少しているものの、それ以上のペースで放置自転車の撤去台数が減少しているため、1台当たりの撤去費用は増加傾向にある。

※ 1台当たりの撤去費用 = (監視・撤去・返還業務の合計額) ÷ 撤去台数 により算出



令和2年度の合計額	÷	令和2年度の撤去台数	=	1台当たりの撤去費用
188,261,348円		4,047台		46,518円

令和3年度の合計額	÷	令和3年度の撤去台数	=	1台当たりの撤去費用
171,656,440円		3,097台		55,426円

1 返還手数料見直しの背景について(これまでのふりかえり) (2) 令和3年度までのコスト削減の取組

放置対策

撤去費用のコスト削減
に向けて・・・

- ・ 監視業務の見直しの検討
- ・ 返還業務の見直しの検討
- ・ 自転車保管所の見直しの検討
- ・ 撤去手数料の見直しの検討
- ・ 放置自転車等の実態を調査

約1,980万円減
予算ベースでの比較

放置対策見直し結果

コスト削減結果

- ・ 監視業務の見直しの検討
→ **約550万円減**
※予算ベースでの比較
- ・ 返還業務の見直しの検討
→ **約1,430万円減**
※予算ベースでの比較
- ・ 自転車保管所の見直しの検討
→ **約1,126万円減(R4～)**
※予算ベースでの比較

1 返還手数料見直しの背景について(これまでのふりかえり) (3) 令和4年度のコスト縮減の取組

放置対策

撤去費用のコスト縮減
に向けて・・・

- ・ 監視業務の見直しの検討
- ・ 返還業務の見直しの検討
- ・ 自転車保管所の見直しの検討
- ・ 撤去手数料の見直しの検討
- ・ 放置自転車等の実態を調査

約5,477万円減
※予算ベースでの比較

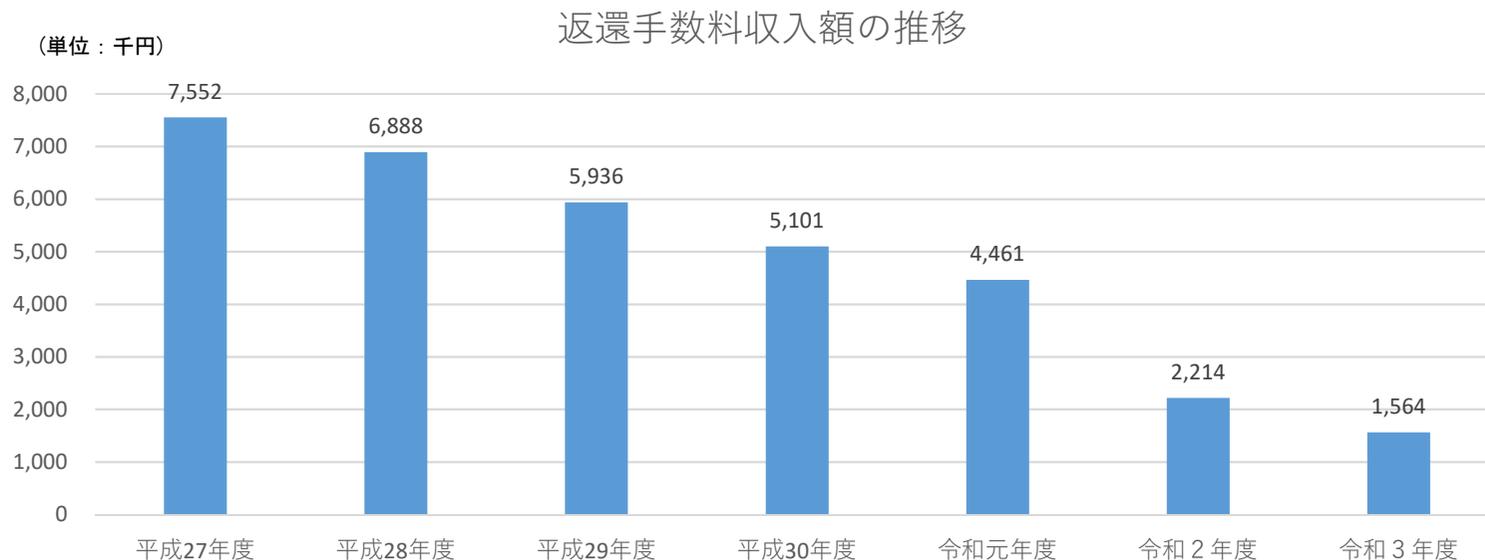
放置対策見直し結果

コスト縮減結果

- ・ 監視業務の見直しの検討
→ **約2,748万円減**
※予算ベースでの比較
- ・ 返還業務の見直しの検討
→ **約1,603万円減**
※予算ベースでの比較
- ・ 自転車保管所の見直しの検討
→ **約1,126万円減**
※予算ベースでの比較

1 返還手数料見直しの背景について(これまでのふりかえり) (4) 放置自転車対策経費の推移(歳入)

撤去自転車の減少に伴い、撤去した自転車等を所有者に返還する際に条例に基づき徴収している返還手数料についても、減少傾向にある。



歳出のコスト縮減だけでなく、歳入増による事業費圧縮についても検討する必要がある。

手数料は条例で規定されているため、条例改正により手数料を改定する。

2 返還手数料の見直しについて

(1) 返還手数料徴収の法的根拠

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

第六条

5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

さいたま市自転車等放置防止条例

(費用の徴収)

第13条 市長は、第10条第1項の規定による自転車等の撤去、同条第4項の規定による保管、前条第2項の規定による自転車等の売却その他の措置に要した費用として別表に定める額を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

別表(第13条関係)

区分	費用
自転車	1台につき 1,000円
原動機付自転車	1台につき 2,000円

2 返還手数料の見直しについて (2) 返還手数料及び撤去台数の現状

① 本市の返還手数料及び撤去台数

	自転車	原動機付 自転車	自転車の 撤去台数
さいたま市	1,000円	2,000円	3,097台

※令和4年3月末時点

※一部の都市では原付撤去を
実施していない。

※撤去台数は、令和4年5月実施
の各市への照会結果による。

② 他市の返還手数料及び撤去台数（指定都市及び本市の周辺市）

指定都市	自転車	原動機付 自転車	自転車の 撤去台数
札幌市	2,000円	4,000円	9,271台
仙台市	2,100円	4,000円	2,864台
千葉市	2,000円	3,000円	7,034台
横浜市	1,500円	3,000円	17,168台
川崎市	2,500円	5,000円	-
相模原市	2,000円	4,000円	1,678台
新潟市	2,000円	3,000円	2,092台
静岡市	2,000円	3,000円	1,692台
浜松市	2,040円	3,050円	1,044台
名古屋市	3,500円	5,000円	22,261台
京都市	3,500円	5,000円	17,220台
大阪市	2,500円	4,000円	101,128台
堺市	3,000円	4,000円	5,996台
神戸市	2,500円	5,000円	13,008台
岡山市	1,570円	3,140円	3,584台
広島市	2,200円	4,400円	8,327台
福岡市	2,500円	-	10,390台
北九州市	2,000円	-	1,735台
熊本市	1,500円	1,500円	1,880台
指定都市平均	2,258円	3,770円	

本市の 周辺市	自転車	原動機付 自転車	自転車の 撤去台数
上尾市	2,000円	-	177台
朝霞市	1,500円	2,000円	117台
春日部市	2,000円	-	640台
川口市	5,500円	6,600円	3,636台
川越市	1,000円	-	375台
越谷市	3,000円	4,500円	1,037台
志木市	2,000円	3,000円	160台
白岡市	1,000円	2,000円	28台
戸田市	2,200円	3,300円	820台
蓮田市	2,000円	3,000円	62台
富士見市	2,000円	3,000円	411台
蕨市	2,200円	3,300円	1,007台
周辺市平均	2,200円	3,411円	

本市の返還手数料は、他市と比較して
安価な設定となっている。

2 返還手数料の見直しについて

(3) 撤去保管費用に係る原因者負担の考え方

法的根拠に基づき、本市において返還手数料（原因者負担）として求めることができる経費の範囲は毎年度必要となる下表の各経費とする。

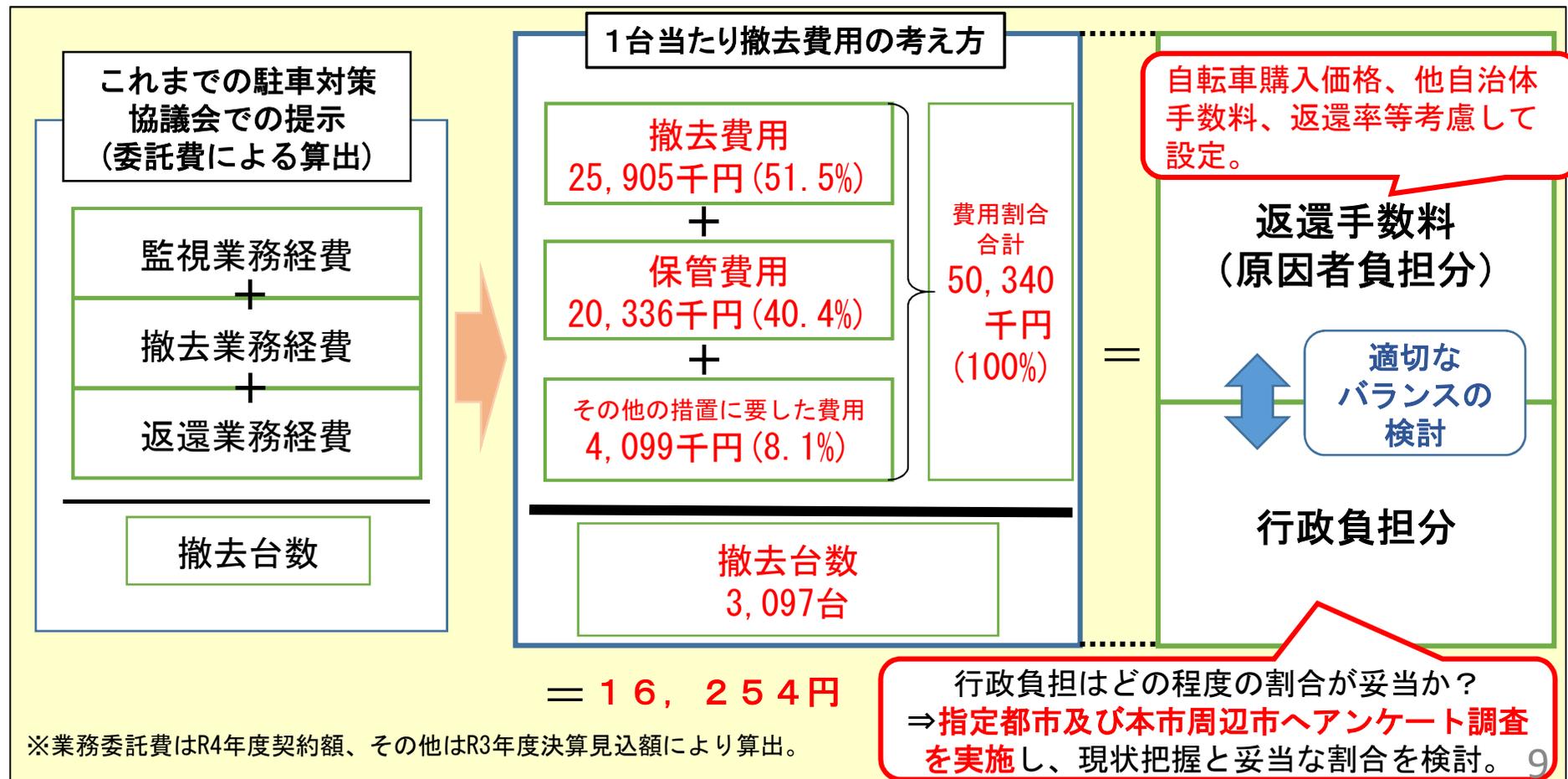
放置自転車の撤去・保管にかかる費用		自転車法（平成5年改正）で原因者に求めることができる範囲	検討結果
撤去費用	撤去業務委託費	○	○
	直営撤去人件費	○	× ※1
保管費用	返還業務委託費	○	○
	草刈業務委託費	○	○
	機械警備業務委託費	○	○
	保管所建設費	○	× ※2
	用地費（取得・賃借）	○	× ※3
	光熱水費	○	○
	通信費	○	○
	所有者照会人件費	○	× ※1
その他の措置に要する費用	売却業務人件費	○	× ※1
	保管管理システム費	○	○
	通知はがき郵送費	○	○

- ※1 当該業務は市職員が行っているが、市職員の担当業務は多岐に渡っており、当該業務のみに係る市職員の人件費を算出することは困難であるため、原因者負担の対象にしないこととした。
- ※2 保管所の構造が比較的単純で改修の必要性が低く、一度の建築で長期間の使用が可能であることから、撤去自転車1台当たりの費用算定が困難であるため、原因者負担の対象にしないこととした。
- ※3 市有地は一度の用地取得で永続的に使用が可能であることから、撤去自転車1台当たりの費用算定が困難である。また、民有地の賃借料については今後の保管所統合等により毎年度かかる費用であるとは言い切れない。以上より、用地費全てで原因者負担の対象にしないこととした。

2 返還手数料の見直しについて (4) 1台当たり撤去費用の考え方

法的根拠に基づき、1台当たりの撤去費用の算出方法は撤去費用・保管費用・その他の措置に要した費用の合計額を撤去台数で除したものとする。

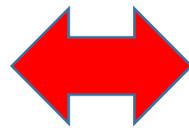
算出した16,254円は、本来、**返還手数料収入（原因者負担分）**となるが、非現実的のため**行政負担分**の割合の検討が必要となる。



※業務委託費はR4年度契約額、その他はR3年度決算見込額により算出。

2 返還手数料の見直しについて (5) 返還手数料改定額の考え方

放置自転車の撤去、保管、その他の措置に要した費用は、原因者負担が原則。



1台当たりの撤去費用は約16,000円。
→一般的な自転車購入価格の約4割程度。
→手数料の設定金額としては負担が過剰であり、現実的でない。
→返還率の低下につながり、手数料収入にも影響する。

【さいたま市内の自転車平均購入価格(2021年)】

規 格 等	価 格
シティ車, 26型又は27型, 変速機付き(3段変速), 自転車安全基準適合車(BAAマーク付き), 中級品	42,465円
電動アシスト自転車, 26型, 変速機付き(3段変速), 自転車安全基準適合車(BAAマーク付き), [バッテリー容量]12.3~16.0Ah, 中級品	111,531円

出典：小売物価統計調査（動向編）
（総務省統計局ホームページ）

- ・原則として原因者負担の考え方は持ちつつ、適正な手数料を設定するために行政負担分を投入する場合は根拠を持った説明責任が必要である。
- ・指定都市や周辺市の状況を踏まえ、原因者負担分（手数料収入）、行政負担分の割合を検討し、手数料改定額に反映する。

2 (6) 返還手数料の見直しについて 本市と他都市の状況比較（負担区分割合）

本市の行政負担割合は96.9%となっており、周辺市平均(96.6%)と同程度であるが、指定都市平均(85.3%)より高くなっている。

【負担区分割合】

(%)

	返還手数料収入	行政負担分
さいたま市	3.1	96.9
指定都市 平均	14.7	85.3
周辺市 平均	3.4	96.6

※上記平均値については、照会回答のあった本市を除く指定都市（8市）及び周辺市（4市）の平均としている。

2 返還手数料の見直しについて (7) 本市と他都市の状況比較の結果

以上の状況比較により、

- ・本市は撤去台数の減少や返還手数料の安価な設定等の影響により、他の指定都市平均と比較して行政負担割合が非常に高いことが課題。

- ・本市の行政負担割合を現状よりも改善するために必要な返還手数料を算出し、提示。

(1) 現在の本市の行政負担割合

- ・周辺市の平均負担割合と変わらない。

(2) 返還手数料に影響する本市の事業規模が指定都市に近い

- ① 放置禁止区域が設定されている駅数。
- ② 撤去台数。
- ③ 放置自転車保管所数。

行政負担割合を指定都市平均「85%」とする。

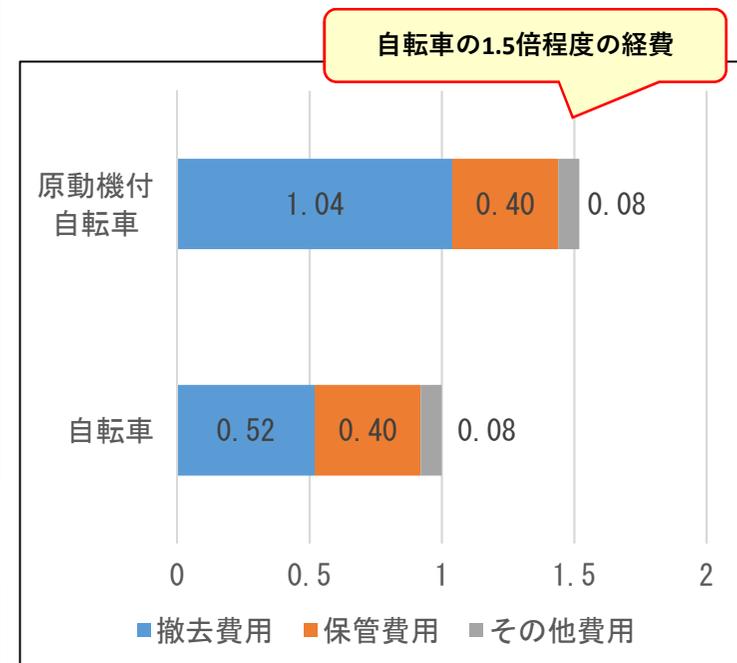
2 返還手数料の見直しについて (8) 原動機付自転車の原因者負担額の考え方

- ・原動機付自転車は幅が自転車の2倍程度であり運搬時は自転車2台分のスペースが必要。
- ・自転車よりも重く手間がかかることを考慮すると、**撤去費用としては自転車の2倍程度かかっている**と考えられる。
- ・保管費用及びその他費用は自転車と原動機付自転車とで業務的な差異はないため、**自転車と同程度の費用とみなせるもの**と考えられる。
- ・本市では、撤去費用が全体の約52%、保管費用が全体の約40%、その他費用が全体の約8%となっていることから、原動機付自転車にかかる費用は、自転車と比較して、 **$0.52 \times 2 + 0.40 + 0.08 = 1.52$ 倍程度**かかっていると考えられる。

以上より原動機付自転車の1台当たり返還手数料は、自転車の**1.5倍**とする。

【自転車と原動機付自転車の比較】

規格	自転車 (道路交通法 施行規則)	原動機付 自転車 (道路運送車両 の保安基準)
長さ	1.9m	2.5m
幅	0.6m	1.3m



2 (9) 返還手数料の見直しについて 返還手数料の改定案

【1台当たりの返還手数料試算額】

(単位：円)

撤去・保管・ その他費用 の合計額	行政負担 割合	行政負担額	原因者 負担額	撤去台数 (R3年度)	1台当たりの 返還手数料 (原因者負担分)
A	B	C(=A×B)	D(=A-C)	E	F(=D/E)
50,339,570	0.85	42,788,635	7,550,935	3,097	2,438

【返還手数料の改定案】

種 別	1台当たりの 返還手数料 (原因者負担分)	返還手数料 【改定案】
	F	F→500円単位に切上げ
自転車	2,438	2,500
原動機付自転車	3,657	4,000

※原動機付自転車の返還手数料(原因者負担分)は、自転車の1.5倍で算出。

他市の現行手数料や改定後の返還率への影響の有無等を踏まえ、
自転車等駐車対策協議会において上記の手数料改定案の妥当性を検討する。

2 (10) 返還手数料の見直しについて 手数料収入の増加見込について

【手数料収入増加見込額の試算結果】

(単位：円)

	返還手数料	返還台数	手数料収入 見込額	手数料収入額	手数料収入 増加見込額	手数料収入 増加見込額計
	(A)	(B)	(C) = (A) × (B)	(D)	(C) - (D)	
自転車	2,500	1,554	3,885,000	1,554,000	+2,331,000	2,341,000
原動機付自転車	4,000	5	20,000	10,000	+10,000	

※返還台数、手数料収入額は令和3年度実績値。

※手数料収入増加見込額は令和3年度手数料収入額を基準として算出。

3 今後の予定 (返還手数料改定までのスケジュール)

令和4年度

令和4年
8月10日

第1回自転車等駐車対策協議会
・返還手数料改定(案)の諮問

本日

令和4年
11月頃

第2回自転車等駐車対策協議会
・返還手数料改定(案)の答申

条例改正手続き(庁内協議等)

令和5年度

令和5年
6月頃

条例改正案を提出(6月議会)

議決後

令和5年
7月頃

市民への周知(現地看板、HP等)

令和6年
1月頃

条例改正施行